

西郷村移住定住住宅補助金交付要綱

令和5年9月5日

告示第182号

(趣旨)

第1条 この要綱は、西郷村（以下「本村」という。）への移住及び定住を促進し、人口減少に歯止めをかけ地域活性化を図るため、本村へ移住及び定住する者の住宅の新築又は購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号、以下「規則」という。）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 転入日から起算して過去3年間のうち、2分の1以上の期間、福島県外の市区町村に居住し、本村に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条に規定する転入をする者をいう。
- (2) 県内移住者 前号に該当せず、転入日から起算して過去3年間のうち、2分の1以上の期間、白河市及び西白河郡以外の市区町村に居住し、本村に住民基本台帳法第22条に規定する転入をする者をいう。
- (3) 定住 本村の住民として永住の意思をもって居住し、本村の住民基本台帳に記録され、生活の拠点が本村にあることをいう。
- (4) 定住者 第1号及び第2号に規定する移住者以外で、本村に住所を有する者のうち、本村に定住しようとする者をいう。
- (5) 子世帯 三世帯同居を開始した日（以下「開始日」という。）において、満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（出生予定の者を含む。以下「15歳未満の子」という。）及びその父母（いずれか一方である場合を含む。次号において同じ。）等で構成され、同居している世帯
- (6) 親世帯 子世帯の父母等で構成される世帯
- (7) 三世帯同居 子世帯と親世帯が同一住宅に居住すること。
- (8) 住宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するもので、一戸建て住宅又は集合住宅、並びに居住部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (9) 新築住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日（建築基準法

(昭和25年法律第201号)第7条第5項及び第7条の2第5項に基づき建築確認検査済証が発行された年月日をいう。以下同じ。)から1年未満の住宅(居住されたことがあるものを除く。)をいう。

(10) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日から1年を経過、又は居住されたことがあるものをいう。

(11) 増改築 既存住宅の延べ床面積を増やす工事又は既存部分を除却し同程度の面積の住宅部分を築造する場合をいう。

(12) リフォーム 三世帯同居に必要と認められる工事で、間取変更、浴室、洗面所、便所、台所等の改修及び設置、断熱化、壁及び床等の内装改修、浄化槽入替(人槽増に限る。)、物置設置、その他村長が必要と認める工事をいう。ただし、外装(屋根及び外壁等)工事、門、塀、柵、カーポート、外構等の屋外工事、下水道切替工事、その他村長が適当でないと認めるものを除く。

(13) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法(平成16年法律第123号)第3条第1号に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。

(14) 増改築等工事完了日 増改築又はリフォームの工事が完了した日

(15) 村税等 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及びその他村長が指定したものをいう。

(16) 村内請負業者 村内に本店を有する建築工事等を請け負った法人又は個人事業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は次のいずれかの事業とする。

(1) 移住者住宅取得支援(以下「移住者向け支援」という。)、定住者住宅取得支援(以下「定住者向け支援」という。)

(2) 三世帯同居増改築等支援(以下「三世帯同居向け支援」という。)

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

(1) 建築基準法等の関係法令に適合した住宅であること。

(2) 一戸建て住宅にあつては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)において定める一般型誘導居住面積水準を満たしていること。また、集合住宅にあつては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画(全国計画)において定める都市居住型誘導居住面積水準(当該水準により算出し

た面積が75平方メートル超の場合は、75平方メートル)を満たしていること。

(3) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合、耐震診断を実績報告の日までに実施すること。

2 前項に定めるもののほか、移住者向け支援及び定住者向け支援においては、本村に転入した日より起算して、3年を経過する日以前に取得した住宅であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上継続して、補助対象住宅に定住する者

(2) 次のいずれかの契約を締結した者

(ア) 住宅の新築

(イ) 住宅の購入(1親等の親族からの購入を除く。)

(ウ) 増改築

(エ) リフォーム

(3) 補助金申請日(以下「申請日」という。)現在で、同一世帯員に村税等の滞納がない者。ただし、申請日現在で直近の課税が他市区町村である場合は、当該市区町村の市区町村税等の滞納がないこと。

2 前項に定めるもののほか、移住者向け支援及び定住者向け支援は、補助対象住宅に自ら居住する者で、本村に転入した日から起算して、過去1年以内に本村の住民基本台帳に記録されたことのない者とする。

3 第1項に定めるもののほか、移住者向け支援は、本村に移住し、住宅取得契約日において、本村の住民基本台帳に記録されていない者を対象とする。

4 第1項に定めるもののほか、定住者向け支援は、住宅取得契約日において40歳以下である者を対象とする。

5 第1項に定めるもののほか、三世帯同居向け支援においては次のいずれにも該当する者とする。

(1) 子世帯又は親世帯が村外から転入し、開始日から数えて過去1年以内の補助対象事業に係る工事の契約者

(2) 補助対象者の世帯員(子世帯及び親世帯に属する者をいう。以下単に「世帯員」という。)のいずれかが補助対象事業に係る住宅の所有者であること。

(3) 開始日において、子世帯又は親世帯のどちらかが2年以上本村に住所を有する世帯があるとともに、転入するもう一方の世帯が開始日の過去1年間に本村に住所を有

していない世帯であること。

6 前5項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としてしないものとする。

(1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い住宅を取得した場合

(2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある同一世帯員がいる場合

(3) 本人又は同一世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移住者向け支援及び定住者向け支援にあつては、補助対象住宅の取得費、三世帯同居向け支援にあつては、補助対象住宅の増改築及びリフォームに係る経費とし、次に掲げる経費を除くものとする。

(1) 土地取得費

(2) 外構工事等に要する経費

(3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

(4) 国、県又は村の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

(5) その他村長が補助対象経費として適当でないと認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1を乗じて得た額と別表第1又は別表第2に掲げる額の合計とを比較していずれか低い額とする。

2 前項に規定する補助金のほか、来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）の要件に該当する場合は、当該補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（事前相談）

第8条 当該年度に補助金の交付申請を行う予定の者は、その前の年の12月28日までに西郷村移住定住住宅補助金事前相談票（様式第1号）又は西郷村移住定住住宅補助金事前相談票（三世帯同居向け）（様式第1号—2。様式第1号及び様式第1号—2について、以下「事前相談票」という。）を村長に提出しなければならない。

2 事前相談票の提出があった場合、村長は西郷村移住定住住宅補助金事前相談受理書（様

式第2号)を事前相談者へ交付する。

- 3 事前相談票の提出は、取得日又は増改築等工事完了日から起算して12か月以内に行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第9条 申請者は、西郷村移住定住住宅補助金交付申請書(様式第3号)及び西郷村移住定住住宅補助金交付申請書(様式第3号―2。様式第3号及び様式第3号―2について、以下「交付申請書等」という。)に、別表第3又は別表第4に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、当該年度の4月1日から9月30日までの間に交付申請書等を、村長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第10条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該交付申請書等の内容を審査及び調査し適当と認めたときは、西郷村移住定住住宅補助金交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第11条 第9条の交付申請書は規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

- 2 前条の交付決定及び通知は、規則14条に規定する補助金等の額の確定及び通知を併合するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに西郷村移住定住住宅補助金交付請求書(様式第8号)を村長に請求しなければならない。

(調査及び報告)

第13条 申請者又は交付決定者は、村長が当該事業に関する報告、関係書類又は帳簿等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第14条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 補助事業により新築、購入、増改築又はリフォームした住宅を当該補助金の交付を受けた日から3年以内に譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。
- (2) 補助事業により新築、購入、増改築又はリフォームした住宅から交付対象者及びその世帯員(補助事業完了日において本村の住民基本台帳に記録された者に限る。)の全部が、補助金の交付を受けた日から3年以内に転居したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が、補助金の返還を相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに西郷村移住定住住宅補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付決定者が既に補助金の交付を受けている時は、西郷村移住定住住宅補助金返還命令書（様式第10号）により通知し、期限を定めて、返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定により返還を求める額は、補助金額の全額とする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

			移住者向け支援		定住者向け支援		県加算
			新築タイプ	中古タイプ	新築タイプ	中古タイプ	
基本額	住宅購入費用（新築タイプ）	40万円	○		○		○
	住宅購入費用（中古タイプ）	20万円		○		○	○
加算額	県外移住者加算 （県外移住者の場合）	20万円	○	○			○
	年齢要件加算 （申請者が40歳以下）	10万円	○	○			○
	村内請負業者利用加算	10万円	○		○		○
	子育て加算 （中学生以下の扶養する子と同居する場合）	10万円	○	○	○	○	○

消防団加算 (各地区の消防団に加入)	5万円	○	○	○	○	
行政区加算 (各地区の行政区に加入)	5万円	○	○	○	○	

※ 移住者向け支援のうち「県外移住者加算」で加算されている対象者に対して、福島県「来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱」及び「来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付要綱」に定める要件に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

※ 所有権が共有に属している場合は、補助対象者及びその配偶者の持分合計を乗じた額とする。

※ 子育て加算額は、取得日現在で判定するものとする。

※ 消防団加算は、申請者の世帯のうち40歳以下の世帯員1名以上が消防団に加入する、若しくは加入した場合を加算対象世帯とする。また、消防団に加入する際は事前相談書を提出した次年度4月1日での加入とする。

※ 村内請負事業者利用加算は、建築工事等の契約額が50万円以上の村内請負業者であること。

別表第2（第7条関係）

			三世帯同居向け支援	
			増改築タイプ	リフォームタイプ
基本額	増改築	30万円	○	
	リフォーム	20万円		○
加算額	県外移住三世帯同居加算 (子世帯又は親世帯いずれかが福島県外からの移住)	20万円	○	
	子世帯年齢要件加算 (子世帯の世帯員が40歳以下)	10万円	○	
	村内請負業者利用加算	10万円	○	

別表第3（第9条関係）

提出書類	①	②
移住後（入居後）の世帯全員の住民票の写し	○	○

本村への転入の日から4年前までの住所地が証明できるもの (戸籍の附票の写し又は前住所地の住民票除票の写し等) 移住者住宅取得支援のみ	○	○
誓約書兼同意書(様式第4号)	○	○
代表者選任届(共有名義の場合)(様式第5号) (取得する住宅に所有権者が複数いる場合に限る。)	○	○
対象住宅の請負契約書又は売買契約書の写し	○	○
建築確認検査済証の写し (住宅の新築で建築確認が必要な建築行為の場合)	○	
耐震診断結果報告書の写し (昭和56年以前に建築された中古住宅取得の場合)		○
世帯全員分の市町村民税の納税証明書 (納付すべき税がない場合には非課税証明書)	○	○
対象住宅の登記事項証明書の写し	○	○
対象住宅の平面図	○	
対象住宅の位置図、しゅん工写真	○	○
対象住宅の請負契約書の写し	○	
対象住宅の売買契約書の写し		○
地域団体加入申告書(様式第6号)	○	○
その他村長が必要と認める書類		

※①新築タイプ ②中古タイプ

別表第4(第9条関係)

提出書類	③	④
移住後(入居後)の子世帯及び親世帯全員の住民票の写し	○	○
子と親の関係が分かる戸籍全部事項証明書の写し	○	○
転入した本村への転入の日から4年前までの住所地が証明できるもの (戸籍の附票の写し又は前住所地の住民票除票の写し等) ※西郷村へ転入してきた世帯に限る。	○	○
誓約書兼同意書(様式第4号)	○	○
代表者選任届(共有名義の場合)(様式第5号) (増改築等をする住宅に所有権者が複数いる場合に限る。)	○	○
対象住宅の増改築請負契約書又はリフォーム請負契約書の写し	○	○

住宅の新築又は購入に係る領収書の写し又は支払済額が分かる書類 (土地代を含む場合は対象住宅と土地それぞれの金額が分かる書類を添付)	○	○
建築確認検査済証の写し (住宅の増改築及びリフォームで建築確認が必要な建築行為の場合)	○	○
耐震診断結果報告書の写し (昭和56年以前に建築された住宅の増改築及びリフォームの場合)	○	○
子世帯及び親世帯全員分の市町村民税の納税証明書 (納付すべき税がない場合には非課税証明書)	○	○
増改築等同意書(増改築等をする住宅に所有権者が複数いる場合に限る。)	○	○
対象住宅の登記事項証明書の写し	○	○
対象住宅の平面図、対象住宅の位置図	○	○
しゅん工写真	○	○
その他村長が必要と認める書類		

※③増改築タイプ ④リフォームタイプ

様式（省略）